堂島取引所の上場商品に係る受渡決済に関する取扱要領

第1章　総則

（目的）

第1条　この要領は、商品取引債務引受業に関する業務方法書第60条第4項の規定に基づき、同第3条第3号及び第4号に掲げる市場の上場商品に係る現物先物取引における受渡決済に関し必要な事項について規定する。

（用語の定義）

第2条　この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　受渡代金　指定市場開設者が定める受渡代金をいう。

(2)　早受渡し　指定市場開設者が定める早受渡しをいう。

（受渡しに関する業務の委託）

第3条　清算参加者は、現物先物取引における受渡しに係る決済について、当社が業務を委託する株式会社堂島取引所（以下「堂島取引所」という。）との間において行うものとする。

第2章　受渡し

第1節　大豆

（大豆の受渡しに関する事項）

第4条　大豆の受渡しに関する事項は、この節において定める。

（受渡しの時間）

第5条　受渡品を引き渡す堂島農産物先物等清算参加者（以下「渡方堂島農産物先物等清算参加者」という。）による指定倉荷証券（指定市場開設者が定める倉荷証券をいう。以下同じ。）の引渡しの時限、及び受渡品を受領する堂島農産物先物等清算参加者（以下「受方堂島農産物先物等清算参加者」という。）による受渡代金等（受渡代金及びその消費税（地方消費税を含む）相当額の合計額をいう。以下同

じ。)の支払いの時限は、午後1時とする。

(受渡品明細通知書)

第6条　渡方堂島農産物先物等清算参加者は、当月限納会日の午後4時40分まで(早受渡しにあっては、当該早受渡しの申出のとき)に、受渡品明細通知書を当社に提出するものとする。

(受渡先の決定)

第7条　受渡しにおいて、受方堂島農産物先物等清算参加者が2以上あるときは、当社は、別に定めるところにより、抽選をもって各指定倉荷証券を交付する受方堂島農産物先物等清算参加者を定め、これを受渡しの当事者に通知する。

2　前項の通知を受けた受方堂島農産物先物等清算参加者は、当社が定める事項に関して、遅滞なく当社に届け出るものとする。

3　第1項に規定する抽選は、受渡しの当事者又はその代理人が立ち会うことができる。

4　他社清算参加者である堂島農産物先物等清算参加者が非清算参加者に対して受渡品を割り当てる場合には、当該堂島農産物先物等清算参加者があらかじめ定めた抽選その他の方法により公平に行うものとする。

(受渡品の検品の請求)

第8条　受方堂島農産物先物等清算参加者は、検品請求書を提出して受渡品につき検品(品質に限る。以下この条において同じ。)の請求をすることができる。

2　前項の請求は、受渡日から起算して30日以内に出庫するものに限り行うことが出来るものとし、検品請求書の提出期限は、当該受渡品を出庫する前営業日の午後2時とする。

3　当社は、第1項の規定による請求を受けたときは、遅滞なく検品を行い故障の程度を決定し、これを受渡しの当事者に通知するものとする。この場合において、当該受渡しの当事者は、その決定に対して異議の申立てをすることができない。

4　当社は、前項の規定により検品を行った結果故障があると認めるときは、その値引金額を定める。

(受渡諸費用の分担)

第9条　前条第1項の規定による検品の請求があった場合の経費の分担は、次の各号に定めるところによる。

(1)　検品の結果、故障がないと認めたときは、受渡日の属する期の翌期から出庫日の属する期までの倉庫保管料及び検品手数料は、受方堂島農産物先物等清算参加者の負担とする。

(2)　検品の結果、故障があると認めたときは、受渡日の属する期の翌期から出庫日の属する期までの倉庫保管料は受方堂島農産物先物等清算参加者の負担とし、検品手数料は渡方堂島農産物先物等清算参加者の負担とする。

（指定倉荷証券提供後の滅失又は毀損）

第10条　渡方堂島農産物先物等清算参加者が指定倉荷証券を当社に引き渡した後、当社がこれを受方堂島農産物先物等清算参加者に交付するまでに、その受渡品が滅失又は毀損した場合は、その滅失又は毀損による損害は、当該渡方堂島農産物先物等清算参加者の負担とする。

2　前項に定める場合において、渡方堂島農産物先物等清算参加者は、その滅失又は毀損した部分に対する代品の提供を受方堂島農産物先物等清算参加者から請求されたときは、これを拒むことができない。ただし、その滅失又は毀損が渡方堂島農産物先物等清算参加者の責めに帰すべきでない事由によって生じた場合は、この限りでない。

3　前項の規定により代品をもって受渡しを行う場合には、受渡日の翌日から起算して4営業日以内に、これを行うものとし、渡方堂島農産物先物等清算参加者が同項ただし書きの規定により代品による受渡しを拒む旨を当社に申し出たときは、当社は、当該受渡しが終了したものとみなし、受方堂島農産物先物等清算参加者に対して、あらかじめ受領している受渡代金のうち当該数量に相当する受渡代金を返戻する。

（遅滞金）

第11条　前条第2項の規定により代品により受渡しを行った渡方堂島農産物先物等清算参加者は、当該代品による部分に対して指定市場開設者が定める受渡値段に受渡単位数量を乗じて得た金額の100分の1を遅滞金として、当社に支払うものとする。

（受渡経費及び遅滞金等の徴収・交付の時限）

第12条　当社は、検品裁定の通知をした日から起算して3営業日後の正午までに、第8条第4項に規定する値引金額、第9条各号に規定する検品手数料等及び前条に規定する遅滞金を徴収し、これ（検品手数料を除く。）を受渡しの相手方となる堂島農産物先物等清算参加者に交付する。

（その他の事項）

第13条　この要領に定める事項のほか、早受渡しにより大豆の受渡しを行う場合の取扱いその他大豆の受渡しに関して必要な事項は、堂島取引所の「大豆（米国産大豆）受渡細則」その他当社が指定するものにより定める。

第2節　小豆

（小豆の受渡しに関する事項）

第14条　小豆の受渡しに関する事項は、この節において定める。

（受渡しの時間）

第15条　渡方堂島農産物先物等清算参加者による指定倉荷証券の引渡しの時限及び受方堂島農産物先物等清算参加者による受渡代金等の支払いの時限は、受渡日の午後1時とする。

（受渡品明細通知書）

第16条　渡方堂島農産物先物等清算参加者は、当月限納会日の午後4時40分まで（早受渡しにあっては、当該早受渡しの申出のとき）に、受渡品明細通知書を当社に提出するものとする。

（希望前検査）

第17条　堂島農産物先物等清算参加者は、受渡品について、希望によりその品質、量目及び包装に関して当社の前検査を受けることができる。

2　前項に規定する前検査を受けようとする堂島農産物先物等清算参加者は、当月限納会日から起算して11営業日の日から6営業日前の日の正午までの間に、前検査申請書を当社に提出するものとする。

3　当社は、前項に規定する前検査申請書の提出を受けたときは、遅滞なく故障の程度を決定し、これを受渡しの当事者に通知する。この場合において、当該受渡しの当事者は、その決定に対して異議の申立てをすることはできない。

（受渡先の決定）

第18条　受渡しにおいて、受方堂島農産物先物等清算参加者が2以上あるときは、当社は、別に定めるところにより、抽選をもって各指定倉荷証券を交付する受方堂島農産物先物等清算参加者を定め、これを受渡しの当事者に通知する。

2　前項の通知を受けた受方堂島農産物先物等清算参加者は、当社が定める事項に関して、遅滞なく当社に届け出るものとする。

3　第1項に規定する抽選は、受渡しの当事者又はその代理人が立ち会うことができる。

4　他社清算参加者である堂島農産物先物等清算参加者が非清算参加者に対して受渡品を割り当てる場合には、当該堂島農産物先物等清算参加者があらかじめ定めた抽選その他の方法により公平に行うものとする。

（受渡品の故障の申立て）

第19条　受方堂島農産物先物等清算参加者が、受渡品について品質不良、量目不足、包装不良その他の故障があると認めるときは、当社に対して、故障の申立てをすることができる。ただし、第17条第1項の規定により前検査を受けた受渡品については、その前検査の事由になった事項についての故障の申立てをすることはできない。

2　前項に規定する故障の申立ては、受渡日から起算して3営業日後の午後2時までに、第16条に規定する受渡品明細通知書の記載事項及びその理由を記載した書面を当社に提出するものとする。

3　当社は、第1項に規定する故障の申立てを受けたときは、遅滞なく故障の程度を決定し、これを受渡しの当事者に通知する。この場合において、当該受渡しの当事者は、その決定に対して異議の申立てをすることはできない。

4　当社は、必要があると認める場合には、第2項に定める故障の申立ての期限を延長することができる。

（受渡品の故障の申立ての処理）

第20条　当社は、前条の規定により故障があると認めた場合には、次の各号に掲げるところにより、これを処理する。

(1)　故障の程度が甚だしくなく、値引きによって受渡しを終了させて支障がないと認めるときは、その値引金額を定め、受渡しを終了させる。

(2)　故障の程度が甚だしく、受渡しに適さないと認めるときは、渡方堂島農産物先物等清算参加者に対して、前条第3項に規定する通知の日から起算して4営業日以内に、代品を提供させる。

(3)　前号の規定による代品の提供は1回限りとし、渡方堂島農産物先物等清算参加者から代品の提供があったときは、当社は遅滞なく検品を行い、受渡しに適するか否かを裁定(値引きによって受渡しを終了させて支障がないと認めるときは、値引金額を定める。)し、適品と認めるときは、受渡しを終了させる。この場合において、受渡しの当事者は、当社の裁定に対して異議の申立てをすることはできない。

(4)　渡方堂島農産物先物等清算参加者が第2号の規定による代品の提供を行わない場合又は提供された代品が受渡しに適さないものと認める場合には、最初から受渡品の提供がなかったものとみなす。

(受渡諸費用の分担)

第21条　第19条第1項の規定による故障の申立てがあった場合の経費の分担は、次の各号に定めるところによる。

(1)　検品の結果、故障の申立てが不成立となった部分については、受渡日の属する期の翌期から検品終了に至るまでの期の倉庫保管料及び検品手数料は、受方堂島農産物先物等清算参加者の負担とする。

(2)　前条第1号の規定により値引きによって受渡しをさせる部分については、受渡しを終了するまでの期の倉庫保管料は受方堂島農産物先物等清算参加者の負担とし、検品手数料は渡方堂島農産物先物等清算参加者の負担とする。

(3)　前条第2号の規定により代品を提供して受渡しをさせる場合にあっては、受渡しに適さないと認められた受渡品の検品手数料、並びに代品につき、その受渡しを終了するまでの期の倉庫保管料及び検品手数料は、渡方農産物先物等清算参加者の負担とする。

(4)　前条第4号に定める場合にあっては、検品手数料は渡方農産物先物等清算参加者の負担とする。

（指定倉荷証券提供後の滅失又は毀損）

第22条　渡方堂島農産物先物等清算参加者が指定倉荷証券を当社に引き渡した後、当社がこれを受方堂島農産物先物等清算参加者に交付するまでに、その受渡品が滅失又は毀損した場合は、その滅失又は毀損による損害は、当該渡方堂島農産物先物等清算参加者の負担とする。

2　前項に定める場合において、渡方堂島農産物先物等清算参加者は、その滅失又は毀損した部分に対する代品の提供を受方堂島農産物先物等清算参加者から請求されたときは、これを拒むことができない。ただし、その滅失又は毀損が渡方堂島農産物先物等清算参加者の責めに帰すべきでない事由によって生じた場合は、この限りでない。

3　前項の規定により代品をもって受渡しを行う場合には、受渡日の翌日から起算して4営業日以内に、これを行うものとし、渡方堂島農産物先物等清算参加者が同項ただし書きの規定により代品による受渡しを拒む旨を当社に申し出たときは、当社は、当該受渡しが終了したものとみなし、受方堂島農産物先物等清算参加者に対して、あらかじめ受領している受渡代金のうち当該数量に相当する受渡代金を返戻する。

（遅滞金）

第23条　第20条第3号及び前条第2項の規定により代品により受渡しを行った渡方堂島農産物先物等清算参加者は、当該代品による部分に対して指定市場開設者が定める受渡値段に受渡単位数量を乗じて得た金額の100分の1を遅滞金として、当社に支払うものとする。

（受渡経費及び遅滞金等の徴収・交付の時限）

第24条　当社は、検品裁定の通知をした日から起算して3営業日後の正午までに、第20条第1号及び第3号に規定する値引金額、同条第2号の規定により生じることのある格差等、第21条各号に規定する検品手数料並びに前条に規定する遅滞金を徴収し、これ（検品手数料を除く。）を受渡しの相手方となる堂島農産物先物等清算参加者に交付する。

（その他の事項）

第25条　この要領に定める事項のほか、早受渡しにより小豆の受渡しを行う場合の取扱いその他小豆の受渡しに関して必要な事項は、次の各号に掲げるところにより定める。

(1)　堂島取引所の「小豆受渡細則」

(2)　前号のほか当社が指定するもの

第3節　とうもろこし

(とうもろこしの受渡しに関する事項)

第26条　とうもろこしの受渡しに関する事項は、この節において定める。

(受渡しの時間)

第27条　渡方堂島農産物先物等清算参加者の受渡書類の提出及び受方堂島農産物先物等清算参加者の受渡代金の納入時限は、受渡日の午後1時とする。

(受渡品明細届出書)

第28条　渡方堂島農産物先物等清算参加者及び受方堂島農産物先物等清算参加者は、当社が別に定める受渡品明細届出書その他の必要書類を、当月限納会日の午後4時40分までに当社に提出するものとする。

(受渡書類の提出等)

第29条　渡方堂島農産物先物等清算参加者は、次の各号に掲げる受渡書類を当社に提出するものとする。

(1)　船荷証券又は本船荷渡指図書若しくは荷渡指図書

(2)　送り状(Invoice)

(3)　保険料請求書(Debit　Note)

(4)　その他当社が別に定める書類

2　前項に規定する受渡書類は、当社が別に定める事項を完備したものでなければならない。

(受渡しの相手方の決定)

第30条　当社は、受方堂島農産物先物等清算参加者が2以上あるときは、当社が別

に定める方法により、各受渡品についての受方堂島農産物先物等清算参加者を定め、これを受渡しの当事者に通知する。

2　前項の通知を受けた堂島農産物先物等清算参加者は、当社が定める事項に関して、遅滞なく、当社に届け出るものとする。

3　受渡しの当事者又はその代理人は、第1項の決定に立ち会うことができる。

（荷受渡場所の合意）

第31条　前条により決定された受渡しの当事者は、指定市場開設者が早受渡し又は受渡しの当事者の合意をもって荷受渡しを行うことを認める埠頭で荷受渡しすることを合意した場合には、当社にその旨を通知しなければならない。

（受渡品明細書及び本船荷捌会議の通知）

第32条　渡方堂島農産物先物等清算参加者は、積来本船が荷受渡港に入港する予定日の休日を除く4日前までに本船荷捌会議を開催するものとし、その2営業日前までに、受渡品明細書及び本船荷捌会議開催予定日を当社に届け出なければならない。

2　当社は、前項の届出を受理したときは、速やかに受方堂島農産物先物等清算参加者にその旨を通知するものとする。

（本船荷捌会議）

第33条　本船荷捌会議においては、受渡し当事者の合議により荷捌きの方法を決定するものとする。

2　前項の本船荷捌会議に関して必要な事項は、当社が別に定める。

（本船荷捌明細書及び荷渡予定日の届出）

第34条　渡方堂島農産物先物等清算参加者は当社が別に定める本船荷捌明細書及び荷渡予定日を当該最初の荷渡予定日の休日を除く3日前（当日が休業日に当たるときは、順次繰り上げる。）までに当社に届け出なければならない。

2　当社は、前項の届出を受理したときは、遅滞なく、受方堂島農産物先物等清算参加者に当該届出に係る本船荷捌明細書及び荷渡予定日を通知するものとする。

3　受方堂島農産物先物等清算参加者は、荷卸を完了したときは、遅滞なく、当社にその旨を届け出なければならない。

（受渡重量による調整）

第35条　受方堂島農産物先物等清算参加者は、指定市場開設者が指定する検定機関により検量した正味陸揚重量を、遅滞なく、当社に届け出なければならない。

2　前項の規定により届け出のあった正味陸揚重量と受渡重量とに過不足を生じたときは、当社が別に定めるところにより、調整するものとする。

3　当社は、前項の規定により算出された過不足に係る金額について、当社が定めるところにより、受渡しの当事者とそれぞれ精算する。

（故障品の処理）

第36条　受渡品について冠水、蒸れその他故障があると受方堂島農産物先物等清算参加者が認めるときは、海上保険求償により処理するものとする。

（海難事故等の処理）

第37条　渡方堂島農産物先物等清算参加者の受渡品を積載した本船の沈没等海難事故により受渡品が滅失したときは、当社は、別に定めるところにより処理するものとする。ただし、当該処理は、当該海難事故の発生した日時以前に第32条に規定する受渡品明細書を当社に届け出ていたものに限り、これを行うものとする。

（受渡不能の処理）

第38条　渡方堂島農産物先物等清算参加者の責めに帰することができない事由により受渡品の船積み又は輸送が行えなくなった場合、その他法令、行政処分等により受渡しが履行できなくなったときは、当社は、別に定めるところにより処理するものとする。ただし、当該処理は、当該事由発生以前に第32条に規定する受渡品の明細書を当社に届け出ていたものに限り、これを行うものとする。

（荷卸に伴う費用負担）

第39条　受渡品の荷卸に係る諸費用の負担は、当社が別に定める。

2　第30条の規定により決定した受渡しの当事者は、とうもろこしの通常の輸入業務として商慣習により行われている共同荷捌きに準拠して積荷の荷卸を行わなければならない。

3　渡方堂島農産物先物等清算参加者は、輸入業務及び海上保険求償等について受

方堂島農産物先物等清算参加者の要請があった場合には、商慣習により従うものとする。

(紛争の処理)

第40条　受渡しに関して疑義又は紛争が生じた場合において、当社が決定した事項については、渡方堂島農産物先物等清算参加者及び受方堂島農産物先物等清算参加者は異議を申し立てることができない。

(その他の事項)

第41条　この要領に定める事項のほか、早受渡しによりとうもろこしの受渡しを行う場合の取扱いその他とうもろこしの受渡しに関して必要な事項は、次の各号に掲げるところにより定める。

(1)　堂島取引所の「とうもろこし受渡細則」

(2)　前号のほか当社が指定するもの

第4節　削除

第42条から第55条まで　削除

第5節　粗糖

(粗糖の受渡しに関する事項)

第56条　粗糖の受渡しに関する事項は、この節において定める。

(荷受渡港等の届出)

第57条　指定市場開設者が定めるところにより荷受渡港(埠頭)を指定した受方堂島砂糖先物等清算参加者(受渡品を受領する堂島砂糖先物等清算参加者をいう。以下同じ。)は、当該荷受渡港(埠頭)(以下この節において「指定荷受渡港(埠頭)」という。)の名称及び受数量を当月限納会日の翌営業日の午後3時までに、当社に届け出るものとする。

2　前項の届出は、これを変更することができない。

3　当社は、第1項の届出を受理したときは、遅滞なく、受渡品を引き渡す堂島砂糖

先物等清算参加者(以下「渡方堂島砂糖先物等清算参加者」という。)にその旨を通知する。

(指定荷受渡港(埠頭)における渡方堂島砂糖先物等清算参加者等の決定)

第58条　前条第3項に規定する通知を受けた渡方堂島砂糖先物等清算参加者が二以上あるときは、当社が別に定める方法により当該渡方堂島砂糖先物等清算参加者間において協議することにより、最初の荷受渡日の日から起算して11日前までに指定荷受渡港(埠頭)における渡方堂島砂糖先物等清算参加者及び当該渡方堂島砂糖先物等清算参加者が荷渡しする数量を決定するものとする。

2　前項の協議により、指定荷受渡港(埠頭)における渡方堂島砂糖先物等清算参加者及び当該渡方堂島砂糖先物等清算参加者が荷渡しする数量が決定しないときは、当社の裁定により決定する。

(受渡品明細通知書)

第59条　渡方堂島砂糖先物等清算参加者は、積来本船が日本の各港の一に最初に到着する予定日から起算して8営業日前(台湾糖にあっては当社が別に定める日時)又は当社が別に定める本船荷捌会議開催予定日の前々営業日のいずれか早い日の正午までに、当社が定めるところにより受渡品明細通知書を当社に届け出なければならない。

(受渡先の決定)

第60条　当社は、前条の規定による届出を受理したときは、遅滞なく、受方堂島砂糖先物等清算参加者(当該届出が指定荷受渡港(埠頭)に係るものであるときは、当該指定を行った受方堂島砂糖先物等清算参加者。以下この条において同じ。)にその旨を通知するものとする。

2　前項の通知を受けた受方堂島砂糖先物等清算参加者は、その希望する荷口について、当社に申し出なければならない。

3　前項の申出が競合しなかった荷口については、当該申出者を受渡しの当事者と定め、申出の競合した荷口については、当社が定める方法をもって、受渡しの当事者を決定するものとする。

4　第2項による申出がなかった渡方堂島砂糖先物等清算参加者の荷口については、その相手方となる受方堂島砂糖先物等清算参加者のうちから、当社が定める方法

により、受渡しの当事者を決定するものとする。

5　他社清算参加者である堂島砂糖先物等清算参加者が非清算参加者に対して受渡品を割り当てる場合には、当該堂島砂糖先物等清算参加者があらかじめ定めた抽選その他の方法により公平に行うものとする。

（受渡書類の提出及び受渡しの日時等）

第61条　渡方堂島砂糖先物等清算参加者は、次の各号に掲げる受渡書類のうち当社が必要と認める書類を当社又は当社が指定する者に提出するものとする。

(1)　船荷証券又は本船荷渡指図書

(2)　傭船契約書の写

(3)　保険証券又は保険証明書の写

(4)　その他当社が別に定める書類

2　渡方堂島砂糖先物等清算参加者の受渡書類の提出並びに受方堂島砂糖先物等清算参加者の受渡代金の納入時限は、受渡日の午後1時とする。

3　第1項に規定する受渡書類は、当社が別に定める事項を完備したものでなければならない。

4　受方堂島砂糖先物等清算参加者は、荷卸を完了したときは、遅滞なく、当社にその旨を届け出なければならない。

（受渡重量及び糖度格差による調整）

第62条　受方堂島砂糖先物等清算参加者は、当社が別に定める基準により検定した正味陸揚重量及び糖度を、遅滞なく、当社に届け出なければならない。

2　前項の規定により届出のあった正味陸揚重量と受渡重量とに過不足を生じたときは、当社が別に定めるところにより、調整するものとする。

3　第1項の規定により届出のあった糖度と指定市場開設者が定める格付表に定める標準品の糖度とに格差を生じたときは、糖度格差金額は、指定市場開設者が定めるところにより、受渡値段から海上保険料相当額及び海上運賃相当額を差し引いた値段に、当該格付表に定める加減率を適用して算出されるものとする。

4　当社は、前2項の規定により算出された金額について、渡方堂島砂糖先物等清算参加者、受方堂島砂糖先物等清算参加者それぞれと精算するものとする。

（故障品の処理）

第63条　受方堂島砂糖先物等清算参加者が受渡品について雨濡、油浸その他故障があると認めるときは、海上保険求償により処理するものとする。

（海難事故等の処理）

第64条　渡方堂島砂糖先物等清算参加者の受渡品を積載した本船の沈没等海難事故により受渡品が滅失したときは、当社は、別に定めるところにより処理するものとする。ただし、当該処理は、当該海難事故の発生した日時以前に産糖国名、積来本船名及び数量を当社に届け出ていたものに限り、これを行うものとする。

（受渡不能の処理）

第65条　渡方堂島砂糖先物等清算参加者の責めに帰することができない事由により受渡しを行おうとする粗糖の船積み又は輸送が行えなくなったとき、その他法令、行政処分等により受渡しが履行できなくなったときは、当社は、別に定めるところにより処理するものとする。ただし、当該処理は、当該事由発生以前に産糖国名及び数量を当社に届け出ていたものに限り、これを行うことができる。

（荷卸に伴う義務）

第66条　受渡品に係る荷卸費、揚港割増賃、早出料、滞船料等については、当社が別に定めるところによる。

2　第60条の規定により決定した受渡しの当事者は、甘蔗分蜜粗糖の通常の輸入業務として商慣習により行われている共同荷捌に準拠して積荷の荷卸を行わなければならない。

3　渡方堂島砂糖先物等清算参加者は、輸入業務及び海上保険求償等について受方堂島砂糖先物等清算参加者の要請があった場合には、商慣習により行わなければならない。

（紛争の処理）

第67条　受渡しに関して疑義又は紛争が生じた場合において、当社が決定した事項については、渡方堂島砂糖先物等清算参加者及び受方堂島砂糖先物等清算参加者は異議を申し立てることができない。

（その他の事項）

第68条　この要領に定める事項のほか、早受渡しにより粗糖の受渡しを行う場合の取扱いその他粗糖の受渡しに関して必要な事項は、次の各号に掲げるところにより定める。

(1)　堂島取引所の「粗糖受渡細則」

(2)　前号のほか当社が指定するもの

第3章　雑則

(受渡決済等の方法)

第69条　現物先物取引(大豆及び小豆に係るものに限る。)の受渡しについては、受渡品の渡し方となる清算参加者(以下「渡方清算参加者」という。)は指定倉荷証券であって自己が処分することができるものを当社に差し出し、受渡品の受け方となる清算参加者(以下「受方清算参加者」という。)は受渡代金及び受渡しに賦課される消費税額を当社に差し出してこれを行う。

2　現物先物取引(とうもろこし及び粗糖に係るものに限る。)の受渡しについては、渡方清算参加者は、とうもろこしにあっては第29条に規定する受渡書類を当社に差し出し、粗糖にあっては第61条に規定する受渡書類を当社又は当社が指定する者に差し出し、受方清算参加者は受渡代金を当社に差し出してこれを行う。

3　当社は、受方清算参加者から受渡代金及び受渡しに賦課される消費税額又は受渡代金が差し出されたときは、受方清算参加者に指定倉荷証券又は受渡書類等を交付し、渡方清算参加者に受渡代金及び受渡しに賦課される消費税額又は受渡代金を交付するものとする。ただし、粗糖にあっては、第61条第4項に規定する受方清算参加者から当社に対して届け出があった翌営業日の午後1時までに交付するものとする。

付　　則

1　この要領は、令和2年7月27日から施行する。

2　この要領に規定する事項のほか、受渡決済について必要な事項は、当社がその都度定める。

付　　則

この改正規定は、令和 2 年 11 月 10 日から施行する。

付　　則

この改正規定は、令和 3 年 3 月 22 日から施行する。

付　　則

この改正規定は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

付　　則

この改正規定は、株式会社大阪堂島商品取引所の商号変更に係る同社の定款変更の効力が発生する日又は農林水産大臣及び経済産業大臣の認可の日のいずれか遅い日から施行する。

付　　則

1　この改正規定は、令和4年6月23日から施行する。

2　令和4年6月限の米穀の受渡しについては、なお従前の例による。

付　　則

1　この改正規定は、令和 5 年 11 月 23 日から施行する。

2　この改正規定の施行の日前に行われた米穀の受渡決済については、改正前の第 48 条から第 53 条までの規定は、この改正規定の施行後においても、なお効力を有する。

付　　則

1　この改正規定は、令和 6 年 11 月 5 日から施行する。

2　前項の規定にかかわらず、清算約定に係る当社と清算参加者の間の決済を行うために必要な当社が設置するシステムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、改正後の規定を適用することが適当でないと当社が認める場合には、令和 6 年 11 月 5 日以後の当社が定める日から施行する。